

<本新株予約権>

(1) 割 当 日	平成 29 年 2 月 21 日
(2) 新株予約権の総数	32 個 (新株予約権の目的となる株式の数: 1 個当たり 21, 300 株)
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個あたり 109, 375 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	681, 600 株
(5) 資 金 調 達 の 額	163, 676, 000 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 3, 500, 000 円 新株予約権の行使による調達額: 160, 176, 000 円
(6) 行 使 価 額	1 個あたり 5, 005, 500 円 (新株予約権の目的となる株式 1 株あたり 235 円)
(7) 行 使 期 間	平成 29 年 2 月 22 日から平成 32 年 2 月 21 日(注)
(8) 募集または割当て方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割 当 予 定 先	本引受人
(10) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件といたします。

(注)取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から 20 営業日経過後、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 5 営業日 (終値 (気配値を含む。)) のない日を除く。) 連続して 285 円 (本新株予約権の行使価額の 121.28%) を超過した場合で、かつ、当社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合には、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

2. 本新株予約権付社債及び本新株予約権発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景

当社は、IT を通じて顧客の利益の最大化を図るために、顧客のシステム環境を徹底的に理解したうえで、高度な専門性を活かし、業務分析からコンサルティング、設計、運用までをワンストップで提供する事業を行っております。

当社が所属する IT 業界は、日々進歩しており、IoT(注1)がもたらすデジタルイノベーションは、比類のない速度で社会生活に変革をもたらせるものと思われまます。総務省公表の「平成 28 年 情報通信に関する現状報告」によると、ICT 投資が進展すれば 2020 年度で実質 GDP 約 33.1 兆円の押し上げ効果が見込まれると予測しており、その中核的な技術が IoT であるとしています。この IoT は、パソコンやスマートフォンなど従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など様々なモノがインターネットに繋がるイノベーションですが、一方で、このイノベーションがもたらす価値は、サイバーセキュリティの確保が前提であるといわれています。

近年では、当社顧客の家電メーカーや自動車メーカーにおいても様々な IoT 関連サービスが検討されています。なかでもケーブルテレビ業界では、ケーブル通信設備を用いたスマートシティ (注2) やスマートホーム (注3) の研究が進められており、災害探知や自動ロック解除など防犯対策、音声認識や自動家電などエネルギーの効率化など、多様な住空間サービスが実行段階にあるなかで、とりわけセキュリティの脅威に対抗する技術のあり方に注目が集まっています。

このような状況下、当社は、IoT に最適なセキュリティ対策について検討を始めました。その結果、成りすましや改ざんに強い耐性を持つバイオメトリクス(生体認証)が効果的なセキュリティ対策になると考え、平成 28 年 8 月頃からバイオメトリクス技術を有する企業と協議してまいりました。また、国内のケーブルテレビ事業者の半数が当社顧客である状況を活かし、スマートホーム実現に向けた課題を調査したところ、当社のビッグデータ解析技術やデータマネジメントのノウハウと、バイオメトリクスによる認証技術が融合することで、IoT のセキュリティ対策を含め、今後、大きく成長が期待される IoT ソリューション事業になるものと判断し、3. (2) に記載する「顔認証サービス IoT 基盤システムの構築」及び「デバイス監視管理プロバイダシステムの構築」を決定いたしました。

(注1) IoT (Internet of Things)

家電や自動車などあらゆるモノがインターネットに接続することで実現する新しいサービス、またはその要素技術をいいます。

(注2) スマートシティ (Smart City)

IoT の先端技術を用いて、生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のことをいいます。

発電システムやエネルギー効率を管理するスマートホーム(注3)やスマートビル、自動車と道路インフラを情報で繋ぎ快適性を高める ITS(注4)高速道路管理システムなど、暮らす人々の生活の質の向上を目的とした取り組みとなっています。

(注3) スマートホーム (Smart Home)

家の様々な生活機器や設備をネットワーク化し、効率のかつ快適な生活空間を実現する家、住まいのことをいいます。

(注4) ITS (Intelligent Transport Systems)

道路と自動車と人の中で情報を送受信することで、事故や渋滞、環境対策など、安全性・快適性・環境の効率化を向上させるための一連のシステムをいいます。

他方、当社グループは、官公系の企業を顧客に持つ子会社をはじめ、年度末に業績が集中する傾向にあります。とくに大規模な受託開発ではこの傾向が顕著であるため、年間を通じて十分な運転資金を確保することが求められます。したがって、先述のような高い成長が見込める事業モデルであっても、研究開発資金および実証実験に要する資金など先行投資が必要であり、かかる費用を確保するために即効性のある資金調達が必要となります。

このような背景から当社は、平成28年10月頃から資金調達の方法の検討を開始しました。また、財務基盤を強化するために、金融機関からの借入ではなく、資本性の資金調度を優先して検討してまいりました。その結果、以下に記載する経緯により、割当予定先との間で本件第三者割当の合意に至りました。今回調達した資金につきましては、IoT分野における新規事業にかかる費用を中心に充当いたします。

なお、当社は、平成27年3月3日付けにて第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（新株予約権の個数：36個、新株予約権の目的となる株式の数：新株予約権1個あたり27,173株、転換価格：184円、調達額180,000,000円）および第8回新株予約権（新株予約権の個数：40個、新株予約権の目的となる株式の数：新株予約権1個あたり27,800株、行使価格：198円、調達額222,176,000円（うち、発行価額2,000,000円））を発行することで総額402,176,000円の資金を調達し、以下の通り、ビッグデータ解析ソリューション技法およびモダナイズ技法の製品化・量産化ならびに先進的技術者育成にかかる継続的な人材開発に充当しました。また、資金使途の目的及び総額に変更はございませんが、その支出時期について一部見直しました。

①ビッグデータ解析ソリューション技法の製品化・量産化

当社は、ビッグデータ解析ソリューション技法の製品化・量産化の開発費として、平成27年3月から平成28年2月までに65百万円、平成28年4月から平成29年3月までに68百万円、合計133百万円を充当する予定としていましたが、このうち平成27年3月から平成28年2月までに65百万円、平成28年4月から平成28年12月までに35百万円、合計100百万円を充当いたしました。この結果、IoTの普及に伴い増大するデータの収集や分析を可能とするクラウド製品を開発し、平成28年3月自社製品「Cadix-Enterprise Cloud」として販売を開始いたしました。本製品の売上は、平成28年12月現在1百万円となっております。

なお、ビッグデータ解析ソリューション技法の量産化については平成29年3月に終了を予定していましたが、製品改良のために平成29年9月末まで延長することとし、平成29年1月から9月までに33百万円の資金を充当する予定としております。

②モダナイズ技法の製品化・量産化

当社は、モダナイズ技法の製品化・量産化に係る開発費として、平成27年4月から平成28年3月までに65百万円、平成28年4月から平成29年3月までに68百万円、合計133百万円を充当する予定としていま

したが、このうち平成27年4月から平成28年3月までに65百万円、平成28年4月から平成28年12月までに48百万円、合計113百万円を充当いたしました。この結果、老朽化したソフトウェア資産を再活用するための基盤システムを開発し、平成27年12月に自社製品「Cadix-MapServer2015」の販売を開始し、平成28年3月に自社製品「Cadix-EXPERT2015」の販売を開始いたしました。これらの製品の売上は、平成28年12月現在それぞれ108百万円、91百万円となっております。

なお、今後も製品の改良のため、平成29年1月から3月までに20百万円の資金を充当する予定としております。

③先進的技術者育成にかかる継続的な人材開発

当社は、先進的技術者を育成するため、平成27年4月から平成30年3月までに110百万円を充当する予定でしたが、平成27年4月から平成28年3月の間に35百万円、平成28年4月から平成28年12月までに28百万円、合計63百万円を充当いたしました。その結果、全国の高等専門学校から採用した平成27年度5名および平成28年度4名全員に対して、期間1年間のOJTを通じて教育を実施しております。その他、社内の技術者に対しても、平成27年度13名、平成28年度13名に先進的要素技術の習得を目的に教育してまいりました。

なお、今後も継続的な人材開発のために、平成29年1月から平成30年3月までに47百万円の資金を充当する予定です。

(2) 本新株予約権付社債及び本新株予約権を選択した理由及び特徴

本新株予約権付社債の発行に際しては、複数の金融機関からの提案を吟味した上で、調達手法と発行形態に関して平成28年10月頃から慎重に検討を重ねて参りました。その結果、本新株予約権付社債の第三者割当を通じた発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断致しました。

- ① 本新株予約権付社債の発行以外に、新規事業に係る資金を調達できる複数の調達手段を検討致しましたが、以下の理由から、選択肢から除外致しました。
 - (ア) 公募増資、第三者割当増資等による普通株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を大きく損なう恐れがあることや、配当コスト、当社の株主資本の現時点での十分性等に鑑み、選択肢として適切ではないと判断致しました。
 - (イ) 普通社債の発行は、金利負担が発生し、本新株予約権付社債の発行と比べて金利コストが高いと判断致しました。
 - (ウ) 金融機関からの借入は、金利負担が発生し、本新株予約権付社債の発行と比べて金利コストが高いと判断致しました。
- ② 一方で、本新株予約権付社債の発行は、①に記載した他の調達手段との比較において、以下のメリットがあると判断し、調達手段として採用致しました。
 - (ア) 本新株予約権付社債を発行することにより、当社は、本新株予約権の発行に先立って、資金をアップフロントで調達することが可能となります。また、本新株予約権が行使されることにより、その後の事業資金を確保することが可能となります。
 - (イ) 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。
 - (ウ) 本新株予約権付社債は転換価額が固定しているため、発行後の一株当たり利益の希薄化を一定程度に抑制することができます。
- ③ また、引受先のリスク軽減の要望を踏まえつつ当社の資金調達規模を増額するため、本新株予約権を発行いたします。本新株予約権は、①に記載した他の調達手段との比較において、以下のメリットがあると判断し、調達手段として採用致しました。
 - (ア) 本新株予約権は行使価額が固定されているため、資金調達額は、発行後の当社株式の変動により増減しません。
 - (イ) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は固定されており、最大交付株式数が限定されています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	303,676,000円 (内訳) 新株予約権付社債の発行による調達額 140,000,000円 新株予約権の発行による調達額 3,500,000円 新株予約権の行使による調達額 160,176,000円
② 発行諸費用の概算額	弁護士費用 1,000,000円 信用調査費用 450,000円 新株予約権付社債及び新株予約権の評価費用 2,000,000円 登記費用 1,500,000円 ファイナンシャル・アドバイザー費用 15,000,000円 合計 19,950,000円
③ 差引手取概算額	283,726,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用のうち主なものは、ファイナンシャル・アドバイザーであるボンズ・アドバイザー有限責任事業組合(住所:東京都新宿区荒木町23-3 第10大鉄ビル3階 代表者:服部保利)への業務委託費用15百万円、弁護士費用、評価機関等への報酬、反社会的勢力調査費用、登記費用であります。

3. 本新株予約権の行使期間内に一部又は全部の行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

4. 当社は、本件においてボンズ・アドバイザー有限責任事業組合との間で前回同様に業務委託契約を締結しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換もしくは行使において実際に払込みを受けた場合に、払込み金額の5%に相当する金額を委託業務の対価として支払うものとされており、転換もしくは行使をされない場合は、委託業務の対価の支払いは不要とされております。なお、当社は平成27年2月12日に公表いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権の発行による資金調達においてボンズ・アドバイザー有限責任事業組合との間で資本戦略の助言や割当先の選定業務を委託する業務委託契約を締結した実績があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本格的なIoT(注1)時代を迎えるなか、セキュリティの脅威やインターネットに接続される情報端末の安定稼働にどう対応すべきかが焦点となる中で、利用者にとって少ない負担で簡便な方法が求められています。

このような状況下、当社は、IT業界における競争力を維持するため、今後大きく成長が見込めるIoT市場へ参入することを経営課題と認識し、平成28年4月頃から取組んでまいりました。この結果、当社が保有するビッグデータ解析技術(注2)、センシング技術(注3)、アプリケーション技術(注4)、通信技術(注5)を用いることで、IoTに適したセキュリティシステムや端末の稼働状況をモニタリングするクラウドシステム(注6)を開発することで、IoT関連サービスを推進する既存顧客をはじめ、新たな顧客の開拓も可能になると考えました。

これら当社の目指すシステムを開発する過程において資金が先行するため、資金調達が必要であると考えております。

(注1) IoT (Internet of Things)

家電や自動車などあらゆるものがインターネットに接続することで実現する新しいサービス、またはその要素技術をいいます。

(注2) ビッグデータ解析技術

巨大で複雑なデータの集積物をビッグデータといい、その収集や選択など可視化する技術をいいます。

(注3) センシング技術

IoTに接続される情報端末から必要な情報を収集する技術をいいます。

(注4) アプリケーション技術

さまざまな業種業態に対応する業務処理プログラミング、ソフトウェア開発技術をいいます。

(注5) 通信技術

コンピュータやネットワークの仕様に基づくデータの送受信技術をいいます。

(注6) クラウドシステム

コンピュータや周辺機器などネットワーク上に構成可能な資源を共有する仕組みで、少ない管理労力で大きな処理能力を得るコンピュータシステムをいいます。

[本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による調達資金の資金使途]

① 顔認証サービス IoT 基盤システムの構築

現在のインターネットサービスは、サービスごとにパスワードが必要であり、利用者1人に対して複数のパスワードが発行されることや、パスワードの使い回しなど、セキュリティの脆弱性が深刻な問題といわれています。今後、爆発的な普及が見込まれる IoT サービスにおいて、パスワードに代わる堅牢なセキュリティが待望されています。

このような状況下、当社は、入力操作を必要とせず、使い回しや改ざんされることなく個人が特定できる顔認証が IoT 時代のセキュリティとして有効であると考えました。一方、顔認証の技術は進歩していますが、IoT サービス提供者が利用するには、高価な設備や複雑な運用、また個人情報取り扱いなどの課題がありました。そこで当社は、顔認証をクラウド上で利用することができる IoT 基盤システムを開発することで、これら課題を解決できると考えました。この IoT 基盤システムは、端末から送信される顔画像を識別し、予め登録された顔画像と照合して認証するため、IoT サービス提供者は、カメラやスマートフォンから顔画像を送信するだけで認証結果を得ることが可能となります。

これらを実現するためには、認証精度を高めるための実証実験や IoT 基盤システムの開発が必要となります。当社は、平成 30 年度中にサービス開始を目指し、実証実験に必要な期間 6 ヶ月、技術者延べ 55 人月、IoT 基盤システムの開発に期間 1 年間、技術者延べ 135 人月と想定しました。当社は、顧客に技術者の役務サービスを提供することで対価を得るタイムチャージの料金体系が一般的ですが、本件を担当する技術者は専任であり、かかる期間は顧客へタイムチャージすることができず、支出する費用に対して収入を得ることができません。このため本件を担当する技術者延べ 190 人月の支出（1 人当たり平均人件費 680,000 円）に要する資金として 129 百万円を見込んでいます。なお、社内の技術者が不足する場合には社外の技術者へ委託することがあり、上記金額にはその場合の費用を含みます。

[本新株予約権の行使による調達資金の資金使途]

② デバイス監視管理プロバイダシステムの構築

IoT によって提供される様々なサービスは、膨大な数のデバイス（IoT に接続される情報端末、機器）が制御され個々のデバイスが正常に機能することで成立しています。そのため、デバイスの誤動作や故障があってはならず、IoT サービス提供者やデバイスメーカーは、過度な点検を強いられ、その対応コストがサービス料金に転嫁されるなどの課題が指摘されています。

このような状況下、当社は、IoT に接続されるデバイスの稼働状態や設置場所を通知できれば、IoT サービス提供者の負担軽減に繋がる新たな事業になると考えました。一方で、IoT に接続されるデバイスは、その数も発信されるデータ量も莫大なため、位置情報や稼働情報を一元的に管理することは困難でした。そこで当社は、独自のビッグデータ解析技術を用いて、デバイスのイベント・データ（時系列の瞬時値）からインシデント（故障の原因）を抽出することや、デジタル地図と連動させることで、デバイスの稼働監視や設置場所をモニタリングできるクラウドシステムを開発することで、これら課題を解決できると考えました。IoT サービス提供者は、このシステムを利用することで、デバイス毎の状態監視が可能となるため、誤作動や故障などにかかる保守メンテナンス業務の負担を大幅に軽減することが可能となります。

これらを実現するためには、IoT 基盤システムの拡張や端末とのインターフェース(注1)の開発が必要となります。当社は、平成 30 年度にサービス開始を目指し、IoT 基盤システムと端末インターフェースの開発に期間 18 か月、技術者延べ 228 人月と想定しました。当社は、顧客に技術者の役務サービスを提供することで対価を得るタイムチャージの料金体系が一般的ですが、本件を担当する技術者は専任であり、かかる期間は顧客へタイムチャージすることができず、支出する費用に対して収入を得ることができません。このため本件を担当する技術者延べ 228 人月の支出（1 人当たり平均人件費 680,000 円）に対する資金として 155 百万円を見込んでいます。なお、社内の技術者が不足する場合には社外の技術者へ委託することがあり、上記金額にはその場合の費用を含みます。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達できない可能性があります。その場合には、①顔認証サービス IoT 基盤システムの構築、②デバイス監視管理プロバイダシステムの構築の順で優先的に資金を充当します。

さらに、本新株予約権が大幅に行使されない場合において、事業進捗に影響を及ぼすと判断した場合、状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。

(注1) インターフェース

コンピュータと周辺機器を接続するための規格や仕様、また利用するための操作方法をいいます。

<本新株予約権付社債>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 顔認証サービス IoT 基盤システムの構築	129	平成 29 年 2 月～ 平成 30 年 6 月

<本新株予約権>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
② デバイス監視管理プロバイダシステムの構築	155	平成 29 年 10 月～ 平成 31 年 3 月

(注) 1. 本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る金額の合計は、払込金額の総額から発行諸費用の概算額を控除した額であります。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、行使価額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 新株予約権の行使が早期に行われた場合には、各事業の進捗状況に応じて、適宜、上記表に記載の時期よりも前倒で資金充当する可能性があります。前倒で資金充当する必要がない場合には、当社銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

この度、本新株予約権付社債の発行に係る調達資金により、株主資本を増強することができ、財務体質の健全性及び信用力の向上が図られるものと考えております。これにより取引先や金融機関の与信判断にも好材料であるため当社の収益性の向上に資するものであり、合理的な使途であると判断しております。

また、今回の資金調達によって、当面の研究開発費等の確保及び事業化計画に必要な資金の確保を行うことで、新たな IoT ソリューション事業によって付加価値の高いサービスが可能となり、将来に向けての事業拡大へと寄与するものと考えております。

係る企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本件第三者割当による資金使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠

転換価額につきましては、割当予定先である本引受人との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 2 月 2 日）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値である 235 円から 6.38%ディスカウントした 220 円といたしました。

なお、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 224.57 円に対する乖離率は-2.04%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 207.85 円に対する乖離率は+5.85%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 207.87 円に対する乖離率は+5.84%となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、平成 28 年 11 月 11 日に開示致しました平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算短信における当社の業績及びその予測を織り込んだ本件第三者割当に係る取締

役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していると考えことから、当該株価が当社普通株式の適正な価格であると判断し、235 円を基準価格として設定し、この価格から 6.38%ディスカウントした 220 円を転換価額といたしました。

転換価額のディスカウント率を 6.38%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との転換価額における交渉の経緯として、平成 29 年 3 月期の当社の業績予想について最初に開示しました平成 28 年 5 月 10 日の翌営業日以降の期間における 144 円から 351 円までの株価推移を前提として、転換価額の交渉を行いました。割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、転換価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、何らかの資金調達手段を確保しなければ新たな事業展開の実現が厳しいものとなるため、転換価額についても本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、ゼロ・クーポンであることを踏まえ、ディスカウント率 6.38%と決定しました。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である公認会計士三嶋良英事務所（住所：福岡県福岡市中央区大名 2 丁目 10 番 4 号シャンボール大名 D-606 代表者：三嶋良英）に対して本付属新株予約権の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本付属新株予約権の評価報告書を取得しております。今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 235 円、転換価額 220 円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）77.68%（平成 26 年 2 月 3 日～平成 29 年 2 月 2 日の期間における週次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート-0.16%（償還期日が本付属新株予約権の満期日付近に到来する中期又は長期国債レート）、配当率 0%、繰上償還条項、本付属新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に公正価値評価を実施し、本付属新株予約権 1 個につき 316,814 円との算定結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、本新株予約権付社債の発行日以降、行使期間最終日（平成 32 年 2 月 21 日）または発行体による繰上償還日までの間に株価が転換価額を上回っている場合は 1 個ずつ株式転換を行い、転換した株式を全て売却するまでは次の株式転換を行わないものと仮定しております。

ii. 本付属新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、以下の条件の場合には、当社による本新株予約権付社債の繰上償還条項（以下「繰上償還条項」といいます。）が発動され、以降本付属新株予約権を行使することができなくなるとの前提を置いております。

本新株予約権付社債の繰上償還条項は、本新株予約権付社債の発行日から 20 営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 5 営業日（終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して 270 円（本付属新株予約権の転換価額の 122.73%）を超過した場合に、当社が発動日から 5 営業日前の通知を行うことにより発動することとしております。本新株予約権付社債の繰上償還が行われた場合、償還日以降、本付属新株予約権の行使は認められませんので、繰上償還条項があるということは、株価上昇に伴い本付属新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意により本付属新株予約権の取得及びその消却が行われることになり、割当先にとっては投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって繰上償還条項があるということは、発行体の選択により株価上昇した場合に本付属新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本付属新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、本付属新株予約権の価値を減価する要因となります。当社は、繰上償還条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、繰上償還条項がある場合と比べ本付属本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。なお、発行体による繰上償還には償還資金が必要であるため、発行体に償還資金がない場合には、実際は本新株予約権社債を繰上償還することができませんが、本前提条件においては何らかの方法により償還資金を調達して償還すると仮定しております。

第三者機関である公認会計士三嶋良英事務所により、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定した繰上償還条項がない場合の本付属新株予約権の評価結果によると、繰上償還条項がある場合と比べ本付属新株予約権の 1 個当たりの価値が 2,746,331 円となり 2,429,517 円高く評価されております。

iii. 本新株予約権付社債の社債権者による繰上償還条項（以下「繰上償還請求条項」といいます。）については、発行体が上場廃止もしくはそれに準ずると想定される事態にならない限り繰上償還請求条項を行使する意思はないと本新株予約権付社債の社債権者が口頭にて表明していることから、本付属新株予約権の査定上、繰上償還請求条項を加味しておりません。

iv. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数 (自己株式除く)} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) \div (\text{発行済株式総数 (自己株式除く)} + \text{行使による発行株式数})$$

v. 株式の流動性については、転換により取得した株式を1営業日あたり13,300株（最近2年間の日次売買高の中央値である88,800株の15%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の15%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の15%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

vi. その上で、当社は本新株予約権付社債に本付属新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本付属新株予約権の公正価値とを比較し、本付属新株予約権の実質的な対価が本付属新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本付属新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の発行は合理性があり妥当であると考えております。

なお、当社監査役全員（松井隆佳、腰塚弘及び細川雄介）は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析をすることを通じて新株予約権付社債の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例における事例でも、新株予約権部分の払込価額を無償とする新株予約権付社債を発行した場合においては、「新株予約権の実質的対価」と「新株予約権の公正な価値」とを比較し、前者が後者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると判断されています。この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額をいう。）とされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した第三者機関である公認会計士三嶋良英事務所を起用して取得した本付属新株予約権の公正価値評価額（8,870,803円）が新株予約権の実質的対価である利息相当額（9,534,000円（利息相当額＝本新株予約権付社債の券面総額140,000,000円×当社の長期借入金平均利率2.27%×3年））を下回るため、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本付属新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法であるとの結論を導いております。

② 本新株予約権の払込金額の算定根拠

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である公認会計士三嶋良英事務所による評価報告書による算定結果（本新株予約権1個につき99,471円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を109,375円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価235円、権利行使価額235円、ボラティリティ77.68%（平成26年2月3日～平成29年2月2日の期間における週次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.16%

(償還期日が本付属新株予約権の満期日付近に到来する中期又は長期国債レート)、配当率 0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権 1 個につき 99,471 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の 235 円を参考とし、行使価額を 235 円 (±0%) といたしました。なお、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 224.57 円に対する乖離率は +4.64%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 207.85 円に対する乖離率は +13.06%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 207.87 円に対する乖離率は +13.05% となっております。

取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値を参考値として採用いたしましたのは、平成 28 年 11 月 11 日に開示致しました平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算短信における当社の業績及び平成 29 年 3 月期の業績予想が織り込まれていると判断したためであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、235 円を参考値とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、本新株予約権の発行日以降、行使期間最終日 (平成 32 年 2 月 21 日) または発行体による取得条項発動日までの間に株価が行使価額を上回っている場合は 1 個ずつ権利行使を行い、取得した株式を全て売却するまでは次の権利行使を行わないものと仮定しております。また、本付属新株予約権による株式転換又は本新株予約権付社債の繰上償還が終了するまでは本新株予約権の行使による株式の取得を行わないと仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日から 20 営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 5 営業日 (終値 (気配値を含む。) のない日を除く。) 連続して 285 円 (本新株予約権の行使価額の 121.28%) を超過した場合で、かつ、当社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合に、発動日から 5 営業日前の通知をもって発動することとしております。当社は、取得条項がない場合についても価格算定の結果を取得しており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である公認会計士三嶋良英事務所により、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定した取得条項がない場合の本新株予約権の評価結果によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の 1 個当たりの価値が 2,491,248 円となり 2,391,777 円高く評価されております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1 株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数 (自己株式除く)} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) \div (\text{発行済株式総数 (自己株式除く)} + \text{行使による発行株式数})$$

iv. 株式の流動性については、権利行使により取得した株式を 1 営業日あたり 13,300 株 (最近 3 年間の日次売買高の中央値である 88,800 株の 15%) ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 15% という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100% ルール (自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100% を上限とする規制) を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100% のうち平均してその 10%~20% 程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 15% という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り 99,471 円）と本新株予約権の払込金額（1個当り 109,375 円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員（松井隆佳、腰塚弘及び細川雄介）は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例を分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例におけるいずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し検討を行っております。また、検討の結果、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断されていることから、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額をいう。）とされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した第三者機関である公認会計士三嶋良英事務所を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（99,471 円）を上回る金額として決定されていることから、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法であるとの結論を導いております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は 636,356 株となり、本新株予約権の行使により最大 681,600 株の新株式が発行され、これらを合算した 1,317,956 株に係る議決権数（13,179 個）の当社総議決権数に対する希薄化率は 11.84%（全部転換・行使後において総議決権数に占める割合は 10.59%）となります。

また、①本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 1,317,956 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高 373,470 株は最大交付株式数の 28.34%であります。本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先であります本引受人は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であります。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 1,317,956 株を行使期間である 3 年間（250 日／年営業日で計算）で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量 1,757 株となり、上記 1 日当たりの平均出来高の 0.47%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。また、割当先は市場への影響を常に留意している旨を、割当先の当社への投資方針を確認するため割当先より受領した「ドリーム 10 号投資事業有限責任組合の投資運営方針」で述べており、本新株予約権付社債の転換行使後の当社普通株式及び本新株予約権の行使による当社普通株式の売却株数については、1 日あたり売却株数は、直近の一定期間の 1 日当たり平均出来高の 15%以下を目途に売却する予定であること及び「6. (4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、新株予約権付社債と新株予約権行使にタイムラグがあること、②本新株予約権付社債については発行日から 20 営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 5 営業日（終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して 270 円（本付属新株予約権の転換価額の 122.73%）を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権付社債を繰上償還する日（以下「繰上償還日」という。）を定めたときは、繰上償還の対象となる本新株予約権付社債の社債権者に対し、繰上償還日の通知又は公告を当該繰上償還日の 5 営業日前までに行うことにより、繰上償還日の到来をもって、当該繰上償還日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面 100 円につき 100 円で償還することが可能であること、及び③本新株予約権については本新株予約権の割当日から 20 営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 5 営業日（終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して 285 円（本新株予約権の行使価額の 121.28%）を超過した場合、かつ、当社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 5 営業日前までに

行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能であることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

当社といたしましては、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

このような考えのもと、本日開催の当社取締役会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであります。なお、当社は、祝田法律事務所（住所：東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 弁護士 川村一博）を法務アドバイザーとして選任し、本件第三者割当の適切な手続及び意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	ドリーム10号投資事業有限責任組合
(2)	所在地	東京都千代田区一番町22番地3アデックス一番町ビル402号
(3)	設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律
(4)	組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする
(5)	組成日	平成29年1月23日
(6)	出資の総額	150,100,000円（平成29年1月23日現在）
(7)	出資者・出資比率・ 出資者の概要	33.31% 宮嶋 正邦 33.31% 勝山 博文 33.31% 中村 好信 0.07% モダンパス合同会社
(8)	業務執行組員（General Partner）の概要	
	名称	モダンパス合同会社
	所在地	東京都千代田区一番町22番地3アデックス一番町ビル402号
	代表者の役職・氏名	代表社員 勝山 博文
	事業内容	投資事業組合財産の運用、管理
	資本金の額	10万円
(9)	当社との関係等	
	上場会社（役員・役員 関係者・大株主を含む） と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組 合員の関係	当社と当該ファンドの組員との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの組員並びに当該ファンドの組員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。

当社は、割当予定先、割当予定先の主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂2-8-11-4F 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、当社の事業内容及び今後の事業方針に対して理解いただき、また、既存株主の株式価値の希薄化への配慮から本新株予約権付社債と本新株予約権とを合せて引受けていただけるとか、さらに、反社会的勢力とのかかわりが一切ないことを確認できるか、という基準で、当社が上場（平成12年12月）以来、資本戦略の助言を得ていたボンズ・アドバイザー有限責任事業組合（以下、「ボンズ社」といいます。）に対して割当先を選定に関して業務を委託し、複数の有力先から割当予定先を検討してまいりました。

このような状況下、当社は平成27年2月12日に公表いたしました「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」において、過去に実績のあるモダンパス合同会社（以下、「モダンパス社」といいます。）が業務執行組合員である投資事業有限責任組合が候補に挙がりました。当社は、モダンパス社に対して改めて当社の経営戦略や事業方針、資金需要など現状説明を複数回実施したところ、平成28年12月21日にモダンパス社からドリーム10号投資事業有限責任組合を主体とする本新株予約権付転換社債及び本新株予約権の組合せによる資金調達のご提案をいただきました。モダンパス社は、幅広い経営コンサルティングや、数多くの資本戦略コンサルティングを行うなど、ファイナンスに精通されています。また、当社の独立性を尊重しつつ、当社の成長戦略や営業支援なども手掛け、当社の企業価値向上のために総合的に支援していただけると口頭により表明いただいたことから、ドリーム10号投資事業有限責任組合を割当予定先として選定したものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である本引受人から純投資を目的とすることや、当社の経営に関与する意思がないことを口頭で確認しています。また、モダンパス社は、当社の事業遂行の状況、株価動向、市場への影響等に十分に配慮しながら、本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使及び売却する意向である旨、当社へ口頭で表明しています。

(4) 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて、割当予定先である本引受人の組合出資金をもって払込みを行うと説明を受けております。

当社は、割当予定先から提出された金融機関における預金通帳の写し及び残高証明書により割当予定先の預金口座に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の合計に相当する144百万円を上回る残高が確保されていることを確認しております。また、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受けております。具体的には、当該残高から本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の合計である144百万円を控除した残余残高は、本新株予約権の行使に要する払込金額の総額に相当する160百万円を満たしておりませんが、まず、本新株予約権の行使をする前に、本新株予約権付社債140百万円を順次株式に転換し市場売却を行うことで資金の流動化を計る方針であるとのことです。その後、当初の払込資金である144百万円を控除した投資事業有限責任組合残余資金（約6百万円）と、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を株式市場において売却した資金により、本新株予約権の発行個数のうち大部分を行使し、その行使により取得した株式の売却とその売却代金を用い、残りの本新株予約権を行使していく予定であるとのことです。当該スキームにより本新株予約権を行使していくには、当社の株価が行使価額を上回っている水準で維持される必要があります。しかし、本新株予約権付社債をすべて転換し、市場で売却すると、株価は下落し、本新株予約権の行使ができなくなる可能性があります。割当先でありますドリーム10号投資事業有限責任組合からは、市場のインパクトを見ながら市場での当社株式売却を行う旨を口頭で確認しております。しかしながら、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、2年目以降の収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善に支障をきたす可能性があります。また、そのような場合には、資金使途に記載した通りの資金の投下ができず、事業計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されない場合におきましては、事業推進に影響を及ぼすと判断した場合、状況に応じて別途資金調達を検討いたします。その資金調達方法等につきましては未定であります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 9 月 30 日現在）	
豊田 崇克	9.15%
有限会社ティ・エヌ・ヴィ	8.21%
ネクストウェア株式会社	4.83%
日本証券金融株式会社	4.37%
ネクストウェア従業員持株会	3.96%
株式会社SBI証券	3.62%
ピー・シー・エー株式会社	3.03%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2.65%
ネクストウェア取引先持株会	2.30%
アセットシステム株式会社	1.90%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下2桁までの割合です。
2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
3. 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。割当予定先であるドリーム10号投資事業有限責任組合より、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の「ドリーム10号投資事業有限責任組合の投資運営方針」を受領しております。このため、同社の本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本件第三者割当が当社業績に与える具体的な影響額については、現時点では未定であり、確定次第速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当は、①発行済株式に係る議決権の総数に対する比率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結売上高	3,043	2,767	2,962
連結営業利益	20	△154	70
連結経常利益	12	△163	57
親会社株式に帰属する当期純利益(円)	△55	△267	50
1株当たり連結当期純利益(円)	△6.12	△29.49	4.77
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	41.41	20.08	51.51

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益、1株当たり連結純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年2月2日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,697,260株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始値	9,140円	138円	244円
高値	38,250円 ※281	360円	305円
安値	9,000円 ※125	129円	120円
終値	※137円	252円	186円

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. ※印は、株式分割(平成25年10月1日、1株→100株)による権利落後の株価であります。

② 最近6ヵ月間の状況

	平成28年					平成29年
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始値	205円	196円	199円	202円	206円	231円
高値	223円	230円	207円	210円	270円	244円
安値	188円	194円	165円	196円	204円	229円
終値	195円	198円	200円	206円	230円	235円

(注) 平成29年2月の株価については、平成29年2月2日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 2 月 2 日
始 値	234 円
高 値	244 円
安 値	232 円
終 値	235 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 1 回転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成 27 年 3 月 3 日	
調 達 資 金 の 額	180,000,000 円 (差引手取概算額 164,804,940 円)	
転 換 価 格	184 円	
募集時における 発行済株式数	9,607,000 株	
割 当 先	ドリーム 7 号投資事業有限責任組合	
当該募集による 潜在株式数	978,228 株	
現時点における 転換状況	転換済株式数 : 978,228 株	
発行時における 当初の資金使途	①ビッグデータ解析ソリューション技法の製品化	65 百万円
	②モダナイズ技法の製品化	65 百万円
	③先進的技術者育成にかかる人材開発	35 百万円
発行時における 支出予定時期	①平成 27 年 3 月～平成 28 年 2 月	
	②平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	
	③平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	
現時点における 充 当 状 況	①ビッグデータ解析ソリューション技法の製品化	65 百万円
	②モダナイズ技法の製品化	65 百万円
	③先進的技術者育成にかかる人材開発	35 百万円

・第三者割当による第 8 回新株予約権の発行

割 当 日	平成 27 年 3 月 3 日	
発行済新株予約権数	40 個	
発 行 価 格	50,000 円	
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	222,176,000 円 (差引手取概算額 211,176,000 円)	
割 当 先	ドリーム 7 号投資事業有限責任組合	
募集時における 発行済株式数	9,607,000 株	
当該募集による 潜在株式数	1,112,000 株	
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 1,112,000 株	
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	222,176,000 円 (差引手取概算額 211,176,200 円)	

発行時における 当初の資金使途	①ビッグデータ解析ソリューション技法の量産化 68 百万円 ②モダナイズ技法の量産化 68 百万円 ③先進的技術者育成にかかる継続的な人材開発 75 百万円
現時点における 充 当 状 況	①ビッグデータ解析ソリューション技法の量産化 35 百万円 ②モダナイズ技法の量産化 48 百万円 ③先進的技術者育成にかかる継続的な人材開発 28 百万円 なお、残額の 100 百万円につきましては、以下のとおり充当する予定です。 ①ビッグデータ解析ソリューション技法の量産化 33 百万円（支出予定時期：平成 29 年 1 月～平成 29 年 9 月）（注） ②モダナイズ技法の量産化 20 百万円（支出予定時期：平成 29 年 1 月～平成 29 年 3 月） ③先進的技術者育成にかかる継続的な人材開発 47 百万円（支出予定時期：平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月）

（注）ビッグデータ解析ソリューションの開発終了時期を当初見込みの平成 29 年 3 月から平成 29 年 9 月に変更します。

11. 発行要項

<本新株予約権付社債>

別紙1のとおり。

<本新株予約権>

別紙2のとおり。

以 上

ネクストウェア株式会社
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
社債要項

1. 募集社債の名称 ネクストウェア株式会社
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金 140,000,000 円
3. 各募集社債の総額 金 5,000,000 円の 1 種
4. 各募集社債の払込金額 金 5,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、記名式とし、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の払込期日 平成 29 年 2 月 21 日
11. 新株予約権の割当日 平成 29 年 2 月 21 日
12. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、平成 29 年 2 月 21 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。ただし、繰り上げ償還に関しては本項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。) をすることを当社の株主総会で決議した場合 (株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部 (一部は不可。) を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰り上げ償還する。

- (3) 本新株予約権付社債の発行後、本項(1)号の償還日の50営業日前まで(当日を含む。)のいずれかの10連続営業日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が110円(本新株予約権の転換価額の50.00%)を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該10連続営業日の最終日の翌営業日から5営業日後の日まで(当日を含む。)の間に、償還日まで50営業日以上の間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰り上げ償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれを記名捺印した上、第17項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が5営業日(終値(気配値を含む。)のない日を除く。)連続して270円(本新株予約権の転換価額の122.73%)を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権付社債を償還する日(以下「償還日」という。)を定めたときは、償還の対象となる本新株予約権付社債の保有者に対し、償還日の通知又は公告を当該償還日の5営業日前までに行うことにより、償還日の到来をもって、当該償還日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で償還することができる。本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、本新株予約権付社債の保有者は、当社による本新株予約権付社債の償還日の前日まで本新株予約権を行使することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計28個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号記載の転換価額(ただし、本項第(9)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成29年2月22日から平成32年2月21日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成32年2月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。また、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
 - ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
 - ② 振替機関が必要であると認めた日
 - ③ 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であつて、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

(4) 新株予約権の行使の条件

当社が第12項第(2)号及び第(4)号に基づき本社債を繰り上げ償還する場合、及び当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日の3営業日前の日又は期限の利益喪失日以降、本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社が第12項第(3)号記載の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰り上げ償還する場合には、所定の償還請求書が行使請求受付場所に到着したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(5) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第(8)号の転換価額(ただし、第(9)号乃至(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じた額とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、220円とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通

株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号③における対価とは、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号①乃至③に係らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(調整前転換価額－調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数

株式数＝

調整後転換価額

- (11) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値（気配値表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- ④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第(9)号乃至第(12)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (14) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
- ① 本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (15) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (16) 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。
- (17) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条22号に提議される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。
- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第12項第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項第(1)号の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の債権(但し、次号の債権を除く1億円を超えるものに限る。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁

済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、このかぎりではない。

- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

16. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

ネクストウェア株式会社 経理財務本部

18. 行使請求受付場所

大阪府大阪市中央区三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社

19. 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

20. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰り上げ償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。

22. 募集の方法

第三者割当の方法により、ドリーム10号投資事業有限責任組合に割り当てる。

23. 申込期間

平成 29 年 2 月 21 日

24. 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。

25. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ネクストウェア株式会社第9回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 ネクストウェア株式会社第9回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,500,000 円
3. 申込期日 平成 29 年 2 月 21 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 2 月 21 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をドリーム 10 号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 681,600 株とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は 21,300 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 32 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 5,005,500 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、当初 235 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 29 年 2 月 22 日から平成 32 年 2 月 21 日(但し、平成 32 年 2 月 21 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の 3 営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日
- ③ 第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日から 20 営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が 5 営業日(終値(気配値を含む。)のない日を除く。)連続して 285 円(本新株予約権の行使価額の 121.28%)を超過した場合で、かつ、ネクストウェア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 5 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第20項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

大阪府大阪市中央区三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 梅田中央支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を109,375円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締

役会決議日の直前営業日(平成29年2月2日)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値235円を参考に235円とした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

以上